

長期欠席のため、給食の停止を希望する方へ

習志野市立藤崎小学校

令和4年1月28日(金)からの対応です。

下記条件に当てはまれば、給食を停止することが可能です。希望される場合は、学校へ御連絡ください。

<条件>

- ① 給食停止の申請があった翌日から、休業日を除いて、連続して5日以上停止すること
- ② 登校する際に、「習志野市立学校等給食停止(再開)届」を提出すること

<習志野市立学校等給食停止(再開)届>

ホームページにアップしてあるものを、ダウンロードしてご使用いただけます。

必ず記入例を御確認の上、御記入ください。

なお、訂正の際は、二重線と訂正印をお願いします。

<給食費について>

申請のあった日を0日として、2日目までは食材注文済みのため、給食費が発生いたします。

3日目以降の給食費については、発生しません。

なお、停止した分の給食費については、年度末に1年分をまとめて清算させていただきます。

<例> ★1月28日(金)に給食停止の申し出をし、2月8日(火)まで停止する場合

★1月28日(金)に学校に給食停止の申し出があり、2/8(火)まで停止したい場合

	1/28(金)	1/29(土)	1/30(日)	1/31(月)	2/1(火)	2/2(水)	2/3(木)	2/4(金)	2/5(土)	2/6(日)	2/7(月)	2/8(火)
カウントの仕方	給食停止の申請	×	×	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	×	×	6日目	7日目
給食費	発生する					発生しない						
書類に記入する給食停止の期間	2月2日(水)~2/8(火)											

※給食の停止は決まっているが、いつまで止めるか未定の場合は、書類には開始日のみ御記入ください。再開時に、もう一度「習志野市立学校等給食停止(再開)届」を御提出いただき、再開の確認をとらせていただきます。

※学級閉鎖での給食停止の措置は、まとめて学校で行いますので、書類の提出は必要ありません。

御不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。